FAX 返送願

（一社）松本労働基準協会から

労災上乗せ保険に関する アンケート

以下について、会員の皆様のお考えをお聞かせください。

アンケートは裏面です。

「安全配慮義務違反の代償は？」

1　長時間労働⇒過労⇒脳血管疾患⇒安全配慮義務違反
　⇒和解・損害賠償額 1 億 9,500 万円
2　自動洗濯機・自動乾燥機に巻き込まれて死亡⇒安全配慮義務違反
　⇒判決・損害賠償額 4,500 万円
3　長時間労働⇒うつ病発症⇒後日自殺⇒安全配慮義務違反
　⇒判決・損害賠償額 1 億 2000 万円
4　パワハラ⇒統合失調症発症⇒後日自殺⇒安全配慮義務違反
　⇒判決・損害賠償額 1,062 万円

最高裁判決（平成 12 年 3 月 24 日）で、精神的健康についての安全配慮義務を認めました。安全配慮義務の内容は、労働者の心身の健康面への配慮も含まれる等広がりを見せています。

返送先 FAX:**0263-48-1388**　（一社）松本労働基準協会

＜ア　ン　ケ　ー　ト＞

Q1 「安全配慮義務（労働契約法第５条）」を、ご存知ですか？

（ はい ・ いいえ ）

Q2 「事業主の責任が問われる」ように環境が変化していることをご存知ですか？

（ はい ・ いいえ ）

Q3 使用者への損害賠償請求事例について、もっと知りたいと思いますか？

（ はい ・ いいえ ）

Q4 業務上の事故について政府管掌労災から具体的な支給形態・金額等ご存知ですか？

（ はい ・ いいえ ）

Q5 損害賠償請求等（労災上乗せ保険等）に備えをしていますか？

（ はい ・ いいえ ）

お忙しい中、アンケートを答えて頂きまして誠にありがとうございました。

＜個人情報の利用目的＞

ご提供頂いた個人情報は業務遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはございません。

社　名	

一般社団法人　松本労働基準協会